「上のうち譲渡の日の属する事業年度又は結事業年度において使用した額」を「同上のうち譲渡の日を含む事業年度において使用した額」に、「特別勘定の金額の計算の基礎となつた買換資産の取得に充てようとする金額　(34)と(36)のうち少ない金額）÷$\frac{80、70又は75}{100}$÷(10)」を「特別勘定の金額の計算の基礎となつた買換資産の取得に充てようとする金額　（繰入事業年度の(34)と(36)のうち少ない金額）÷$\frac{}{100}$÷(10)」に、「繰

入　限　度　額　(35)×(10)×$\frac{80、70又は75}{100}$」を「繰　入　限　度　額　(35)×(10)×$\frac{}{100}$」に改め、同表の記載要領等第１号及び第11号を次のように改める。

1　この表は、法人が租税特別措置法第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和５年旧措置法」という。）第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。以下この号において「令和３年改正法」という。）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号⑷において「令和２年改正法」という。）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）附則第69条第９項若しくは第12項（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、震災特例法第19条から第21条まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）又は令和３年改正法第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第19条から第21条まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「圧　縮　限　度　額　((20)又は(23))×(10)×$\frac{}{100}$　(24)」、「特別勘定の金額の計算の基礎となつた買換資産の取得に充てようとする金額　（繰入事業年度の(34)と(36)のうち少ない金額）÷$\frac{}{100}$÷(10)　(30)」及び「繰入限度額　(35)×(10)×$\frac{}{100}$　(36)」の各欄の分子の空欄には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める数を記載すること。

⑴　⑵から⑸までに掲げる場合以外の場合　80

⑵　その適用を受ける法人が譲渡をした資産が租税特別措置法第65条の７第１項の表の第１号の上欄（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）に掲げる資産（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）又は令和５年旧措置法第65条の７第１項の表の第２号の上欄（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）に掲げる資産（令和２年４月１日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当する場合において、その法人が取得をした又は取得をする見込みである資産がこれらの号の下欄に掲げる資産に該当するとき　70

⑶　その適用を受ける法人が令和５年４月１日以後に譲渡をした租税特別措置法第65条の７第１項の表の第３号の上欄に掲げる資産が同条第14項第３号に掲げる地域（⑷において「特定集中地域」という。）内にある本店資産（同項に規定する本店資産をいう。⑶及び⑷ハにおいて同じ。）に該当する場合において、その法人が同日以後に取得をした又は同日以後に取得をする見込みである同表の第３号の下欄に掲げる資産が同項第１号に規定する集中地域（⑷において「集中地域」という。）以外の地域内にある本店資産に該当するとき　90

⑷　その適用を受ける法人が譲渡をした租税特別措置法第65条の７第１項の表の第３号の上欄又は令和５年旧措置法第65条の７第１項の表の第４号の上欄に掲げる資産が集中地域以外の地域内にある資産に該当する場合において、その法人が取得をした又は取得をする見込みであるこれらの号の下欄に掲げる資産（令和２年改正法附則第88条第３項（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）の規定により同表の第４号の下欄に掲げる資産とみなされた資産を除く。）が次に掲げる資産に該当するとき　次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める数

イ　集中地域（特定集中地域を除く。）内にある資産　75

ロ　特定集中地域内にある資産（ハに掲げる資産を除く。）　70

ハ　特定集中地域内にある本店資産のうち令和５年４月１日以後に取得をした又は同日以後に取得をする見込みであるもの（当該譲渡をした資産が同日以後に譲渡をした本店資産に該当する場合における当該特定集中地域内にある本店資産に限る。）　60

⑸　震災特例法第19条から第21条までの規定の適用を受ける場合　100

別表十一(一)の記載要領等第11号中「若しくは震災特例法第20条第２項又は令和２年旧措置法第68条の79第３項若しくは令和２年旧震災特例法第28条第３項」を「（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）又は震災特例法第20条第２項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）」に改める。